

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画

# いわていきいきプラン（2024～2026） （中間案）の概要

## 序

計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間

## I 総論

第1章 高齢化の進展と高齢者等の現状

第2章 基本方針

第3章 推進方針

## II 各論

第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり

第2章 介護を支える人材の確保と必要なサービスの  
基盤づくり

第3章 認知症とともに生きる社会づくり

第4章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

## 1 計画策定の趣旨

高齢者の総合的な保健福祉施策の基本的な方針や施策の方向性を明確にし、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、本県の認知症施策の計画的な推進のため策定するもの。

## 2 計画の位置づけ

### 本県の高齢者福祉・介護・認知症施策を推進する実施計画

- ・ 都道府県老人福祉計画 (老人福祉法第20条の9)
- ・ 都道府県介護保険事業支援計画 (介護保険法第118条)
- ・ 都道府県認知症施策推進計画

(共生社会の実現を推進するための認知症基本法第12条)

※令和6年1月施行。都道府県の計画策定は努力義務。

なお、いわて県民計画（2019～2028）、岩手県保健医療計画、岩手県地域福祉支援計画等の各種計画と整合と調和を図っているもの。

## 3 計画期間

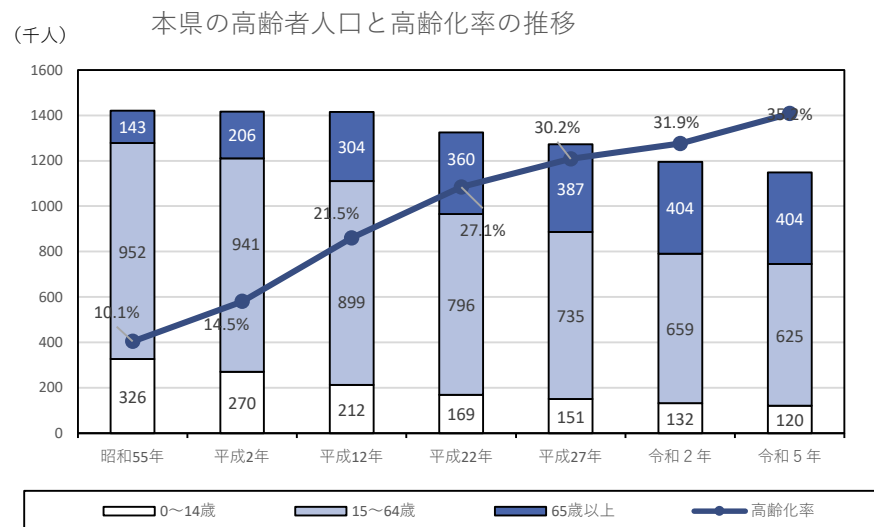
令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3か年）

# 第1章 高齢化の進展と高齢者等の現状

## 第1 高齢者人口と高齢化の推移

- 令和5年10月1日現在の本県の65歳以上人口は**403,825人**で、前年に比べて**1,422人減少**
- 令和5年の本県の**高齢化率**は**35.2%**となっており、全国の高齢化率29.1%（※）を上回っている。

※ 令和5年10月総務省「人口統計」概算値



資料：令和5年は岩手県人口移動報告年報、昭和55年から令和2年は国勢調査

## 第2 高齢者の状況

### 【本県の高齢単身・高齢夫婦のみ世帯の状況】

| 区分       | H27年    | R 2年    | R 7年    | R 12年   | R 17年   | R 22年   |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総世帯数     | 489,383 | 490,828 | 476,247 | 462,641 | 445,199 | 423,843 |
| 高齢者単身世帯  | 53,398  | 62,424  | 66,238  | 69,954  | 72,666  | 75,346  |
| 割合       | 10.9    | 12.7    | 13.9    | 15.1    | 16.3    | 17.8    |
| 高齢夫婦のみ世帯 | 56,283  | 60,433  | 62,547  | 63,012  | 61,761  | 61,500  |
| 割合       | 11.5    | 12.3    | 13.1    | 13.6    | 13.9    | 14.5    |

資料：平成27年、令和2年は「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計（平成31年4月公表）

# 第1章 高齢化の進展と高齢者等の現状

## 第3 介護保険制度の現状(第1号被保険者数と要介護(要支援)認定者数)

- **第1号被保険者は、令和4年度407,238人**であり、平成12年度と比較すると98,547人の増(伸び率31.9%増)

※ 第1号被保険者数：市町村の住民のうち65歳以上の者

|     | H12年度      | H23年度      | H26年度      | H29年度      | R元年度       | R4年度              | 増減率          |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|-------------------|--------------|
| 岩手県 | 308,691    | 358,642    | 383,134    | 400,112    | 405,813    | <b>407,238</b>    | <b>31.9%</b> |
| 全国  | 22,422,135 | 29,779,321 | 33,020,554 | 34,878,658 | 35,547,629 | <b>35,845,542</b> | <b>59.9%</b> |

資料：H12～R元年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告 年報 <各年度末現在>」

R4年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報(暫定版) <令和5年3月末現在>」

※ 「増減率」は平成12年度の被保険者数に対する令和4年度の増減率である。

- **要介護(要支援)認定者数は、令和4年度79,976人**であり、平成12年度と比較すると43,925人の増(伸び率121.8%増)
- **第1号被保険者に係る認定率は、令和4年度において19.3%**であり、平成12年度と比較すると8.0ポイントの増

|     | H12年度     | H23年度     | H26年度     | H29年度     | R元年度      | R4年度             | 伸び率           |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------|---------------|
| 岩手県 | 36,051    | 66,560    | 75,349    | 77,969    | 79,553    | <b>79,976</b>    | <b>121.8%</b> |
|     | 34,736    | 64,465    | 73,469    | 76,294    | 77,954    | <b>78,444</b>    | <b>125.8%</b> |
|     | 11.3%     | 18.0%     | 19.2%     | 19.1%     | 19.2%     | <b>19.3%</b>     | —             |
| 全国  | 2,561,594 | 5,305,623 | 6,058,088 | 6,412,760 | 6,686,282 | <b>6,944,377</b> | <b>171.1%</b> |
|     | 2,470,982 | 5,149,508 | 5,917,554 | 6,282,408 | 6,558,324 | <b>6,814,344</b> | <b>175.8%</b> |
|     | 11.0%     | 17.3%     | 17.9%     | 18.0%     | 18.5%     | <b>19.1%</b>     | —             |

資料：H12～R元年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告 年報 <各年度末現在>」

R4年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報(暫定版) <令和5年3月末現在>」

※1 上段：総認定者数、中段：第1号被保険者数(内数)、下段：第1号被保険者における認定率

※2 上段の総認定者数には、第2号被保険者を含む。

## 第2章 基本方針

### 第1 施策推進の基本方針

#### 目指す姿

県民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる  
**地域共生社会の実現**

### 第2 施策推進の基本的な考え方

目指す姿の実現に向け、基本方針に基づき、【4つの柱】により施策を推進

目指す姿

4つの柱

地域包括ケアを推進するための仕組みづくり

介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり

認知症とともに生きる社会づくり

高齢者が安心して暮らせる環境づくり

### 第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり

- 第1 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進
- 第2 在宅医療と介護の連携推進
- 第3 介護予防と地域リハビリテーションの推進

### 第2章 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり

- 第1 介護人材の確保及び介護現場における業務改善・業務効率化の取組の促進
- 第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上
- 第3 介護給付適正化の推進
- 第4 多様な住まいの充実・強化

### 第3章 認知症とともに生きる社会づくり

- 第1 普及啓発及び本人発信支援
- 第2 医療・ケア・介護サービスと家族への支援
- 第3 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

### 第4章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- 第1 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進
- 第2 高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進
- 第3 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進

## Ⅱ 各論 第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり

### 第1 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を促進します。

#### 【今後の取組】

1. 地域包括ケアを推進するための保険者機能の強化等への支援
  - 専門的な役割を担う人材(認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター等)の養成や人材のネットワーク構築を促進する会議の開催などを通じて、市町村が行う各種事業の推進に必要とされる人材の確保を支援
2. 生活支援の充実・強化
  - (1) 見守り等の支え合い活動の促進
    - 高齢者への生活支援サービスについて、市町村による協議体の設置や活動の活性化を支援するなど、サービス提供主体等の連携体制の構築や多様な生活支援サービスの資源開発を促進
  - (2) 介護する家族への支援
    - 保健センターや地域包括支援センターなどのネットワーク化を進めるため、重層的支援体制整備事業の活用を促し、市町村における連携体制の構築を支援

#### 3. 地域包括支援センターの充実・強化

- (1) 体制の充実と運営の円滑化
- (2) 人材の育成

- 地域包括支援センターの機能が最大限に発揮できるように、各種研修等を通じた職員の資質向上や情報提供等の充実を図るとともに、業務負担軽減に向けた支援

#### 【主な施策の目標】

| No. | 目標項目                                | R4年度<br>(現状値) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|-----|-------------------------------------|---------------|------|------|------|
| 1   | 地域ケア推進会議において政策提言を実施している市町村数         | 15<br>(暫定値)   | 25   | 29   | 33   |
| 2   | 地域ケア会議に参画するリハビリテーション専門職育成研修参加者数(累計) | ⑤集計中          | 124  | 187  | 250  |
| 3   | 住民主体の生活援助サービスを実施している保険者数            | 11            | 14   | 15   | 16   |



## Ⅱ 各論 第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり

### 第2 在宅医療と介護の連携推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所の関係者との協働・連携を推進し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供体制の構築を推進します。

#### 【今後の取組】

##### 1. 在宅医療の推進

- 在宅医療に関わる医療従事者や介護従事者等に対し、在宅医療に関する適切な情報提供を行うとともに、地域や職種のニーズに合わせて、在宅医療に必要な基本的知識や技術に関する研修を行うなど、在宅医療を担う人材の確保・育成を推進
- 在宅医療を担う医療機関や介護施設等が、本人の意思を尊重して人生の最終段階の医療を提供できるよう、医療従事者・介護従事者に対する研修の開催など、普及啓発等を実施

##### 2. 連携体制の構築

- 地域の多様な医療・介護従事者の参加による地域ケア会議を促進するなど、多職種連携体制の構築を推進
- 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業において、PDCAサイクルに沿った事業展開が行えるよう、在宅医療・介護連携研修を実施し、市町村職員の資質向上を図る

#### 【主な施策の目標】

| No. | 目標項目                           | R4年度<br>(現状値) | R6年度  | R7年度  | R8年度  |
|-----|--------------------------------|---------------|-------|-------|-------|
| 1   | 市町村向け「在宅医療人材育成研修」受講者数（累計）      | 598           | 698   | 798   | 898   |
| 2   | 介護支援等連携指導を受けた患者数（第1号被保険者10万人対） | ③ 1,330       | 1,630 | 1,930 | 2,230 |

## Ⅱ 各論 第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり

### 第3 介護予防と地域リハビリテーションの推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等の軽減や重度化を防止するため、住民主体の通いの場の創出や多職種の参画による効果的な介護予防の取組を促進します。

また、医療や介護、保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力して取り組む「地域リハビリテーション」の体制構築を推進します。

#### 【今後の取組】

#### 1. 介護予防事業の推進と市町村への支援

- 市町村等が保険者機能を発揮して、高齢者の自立支援・重度化防止を図ることができるよう取組を支援
- 元気な高齢者が、介護予防事業の担い手として地域で社会的な役割を持つことにより、自らの生きがいや介護予防にもつながるよう、体操指導者の資格を取得し、地域のボランティアとして自主的な体操普及に取り組む「シルバーリハビリ体操指導者」の養成を推進

#### 2. 地域リハビリテーションの推進

- 岩手県地域リハビリテーション連携指針（R4改定）に基づき、取組を実施

- リハビリテーション専門職を対象に研修会を開催し、市町村の介護予防事業への関与や多職種との連携を支援

#### 【主な施策の目標】

| No. | 目標項目                                    | R4年度<br>(現状値) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|-----|---|---------------|------|------|------|
| 1   | 65歳以上75歳未満高齢者の要介護認定率                    | 16.8          | 11.7 | 11.5 | 11.3 |
| 2   | 住民主体の通いの場の参加率北海道・東北順位                   | ③ 3           | 2    | 2    | 1    |
| 3   | 介護予防に参画するリハビリテーション専門職育成研修参加者数（累計）       | -             | 111  | 148  | 185  |
| 4   | （再掲）地域ケア会議に参画するリハビリテーション専門職育成研修参加者数（累計） | -             | 124  | 187  | 250  |

### 第1 介護人材の確保及び介護現場における業務改善・業務効率化の取組の促進

増大する介護ニーズに対応するため、介護人材の量的確保と質的向上を図るとともに、職員がやりがいをもって働けるよう、労働環境や処遇の改善、業務負担の軽減に向けた取組を支援します。

また、常に質の高いサービスが提供されるよう、研修等の充実を図り、介護職員の資質の向上を促進します。

#### 【今後の取組】

#### 1. サービス従事者の確保及び専門性の向上

##### (1) 参入の促進

- メディアの活用や職場体験等を通じて、介護職のイメージアップを図る
- 外国人介護人材の活用に関するセミナーや外国人介護人材の指導者向けの研修会、介護施設等が行う介護福祉士養成施設等留学生への奨学金支給に対する補助の実施により、介護施設等における外国人介護人材の受入れを支援

##### (2) 労働環境・処遇の改善

- 介護事業所で働く職員の精神的な負担の軽減や定着支援に資する研修の実施により、事業所における働きやすい職場環境づくりに向けた取組を支援
- 関係機関とともに、介護現場の業務改善・業務効率化などに資する様々な支援方を議論する

場づくりについて検討

#### (3) 専門性の向上

- 多様化・高度化する利用者のニーズに対応するとともに、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの提供を実現するため、職能団体と連携して専門職の資質向上を図る

#### 【主な施策の目標】

| No. | 目標項目                            | R4年度<br>(現状値) | R6年度   | R7年度   | R8年度   |
|-----|---------------------------------|---------------|--------|--------|--------|
| 1   | 介護職員の離職者に占める勤続1年未満の者の割合         | ③ 42.6        | ⑤ 40.6 | ⑥ 39.6 | ⑦ 38.6 |
| 2   | 県内の介護サービス事業所・施設における外国人介護人材の受入人数 | ⑤ 139         | 150    | 160    | 170    |
| 3   | ICT(情報通信技術)導入に係る補助事業所数(累計)      | ⑤ 50<br>(暫定値) | 100    | 150    | 200    |

## 第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上

介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切なケアマネジメントに基づいた質の高い居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援するとともに、中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえながら、地域の実情に応じて介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の計画的な整備や既存施設の有効活用等を促進し、入所待機者の解消を進めます。

また、高齢者が適切な介護サービスや介護予防サービスを受け、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、サービス事業者の育成を図ります。

### 【今後の取組】

#### 1. 介護サービス提供体制の整備の基本的な考え方

##### (1) 居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実

##### (2) 介護保険施設の整備・充実

##### (3) 施設の安全・感染対策

- 施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう、平時から衛生部局等と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延防止に係る指導・助言を実施
- 新興感染症の発生に備え、施設等と医療機関との連携体制を図るため、施設等と医療機関のマッチングを実施
- コロナ対応時に生じた教訓・課題を踏まえ、施設等における感染症対応力の向上を図るため、

県・振興局等において、地域の医療機関や施設等を対象とした研修会を開催

- 利用者の安全を確保するため、業務継続計画の策定及び研修、並びに訓練の実施について運営指導時に点検し、指導・助言を実施

#### 2. サービス種別の見込量

（サービスの見込量は、市町村が介護保険事業計画において定める見込量との整合性を図っています。）

- 介護サービス事業者の育成・支援
- 介護サービス情報公表制度の推進
- 相談・苦情への適切な対応

### 【主な施策の目標】

| No. | 目標項目               | R4年度<br>(現状値) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|-----|--------------------|---------------|------|------|------|
| 1   | 感染症対応力の向上を図る研修会の開催 | 2             | 10   | 10   | 10   |

### 第3 介護給付適正化の推進

適切な介護サービスが提供される体制の確立と介護給付費の不適切な給付を防止する観点から、保険者が実施する介護給付適正化事業等を支援し、介護保険制度の適正な運営を図ります。

#### 【今後の取組】

#### 1. 保険者による介護給付適正化事業の推進

保険者や岩手県国民健康保険団体連合会等と連携し、保険者が主体的に介護給付費適正化事業に取り組めるよう必要な支援を実施

#### 介護給付適正化主要3事業等の主な支援策

##### 1 要介護認定の適正化

- ・要介護認定の平準化を目的に各種研修会を開催

##### 2 ケアプランの点検

- ・セミナーや意見交換会、専門職の派遣・調整などの実施。

(1)ケアプラン点検

(2)住宅改修の点検

(3)福祉用具購入・貸与調査

#### 3 医療情報との突合、縦覧点検

(1)医療情報との突合

(2)縦覧点検

#### 4 岩手県国民健康保険団体連合会の適正化システムの活用及び指導監査

#### 【主な施策の目標】

| No. | 目標項目                                     | R4年度<br>(現状値) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|-----|--|---------------|------|------|------|
| 1   | 要介護認定調査員研修、介護認定審査委員会委員研修及び主治医研修会の受講者数    | 352           | 500  | 500  | 500  |
| 2   | 介護給付適正化セミナー参加保険者数                        | 0             | 24   | 24   | 24   |
| 3   | 介護給付適正化事業の実施において専門職等の派遣による支援を受けた保険者数（累計） | ⑤ 2           | 6    | 10   | 14   |

## 第4 多様な住まいの充実・強化

高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯が増加する中において、高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう、高齢者の多様な福祉ニーズに応えることができる住まい等の確保を推進します。

### 【今後の取組】

#### 1. 老人福祉施設等の福祉サービスの充実

- 地域包括支援センターが、関係機関と連携しながら住まいや生活に不安を抱える高齢者の早期発見、早期対応に取り組むことができるよう支援
- 養護老人ホームの設置目的を関係機関で共有し、適正な入所措置に加え、生活・福祉課題を抱える在宅の高齢者等への支援など、その有する機能の地域での有効活用を促進
- 入所に係る経済的な負担が軽いケアハウスの整備を推進するとともに、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する生活支援ハウス等の整備を支援
- 老朽化した養護老人ホーム等の改築整備などを支援することにより、入居者の生活環境の改善を図る

#### 2. 多様で安心できる住まいの確保

##### (1) 岩手県高齢者居住安定確保計画による

### 「住まい」の安心確保

- 岩手県高齢者居住安定確保計画との整合性を図り、住宅施策と福祉施策が一体となった高齢者の住まいの安心確保のための取組を実施

##### (2) サービス付き高齢者向け住宅の普及・有料老人ホームへの指導

- 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に対し、サービスの質の確保・向上を図り、指導等を実施

##### (3) 高齢者にやさしい住まいづくり

- 高齢者等が自宅で自立した生活を継続できるよう、市町村や住宅担当部等と連携し、高齢者等の身体状況などに適合した住宅改修を支援

### 【主な施策の目標】

| No. | 目標項目                   | R4年度<br>(現状値) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|-----|------------------------|---------------|------|------|------|
| 1   | 市町村が行う住宅改修補助件数         | 116           | 120  | 120  | 120  |
| 2   | 老人福祉法施行事務に係る担当者研修会等の開催 | ⑤ 1           | 1    | 1    | 1    |

### 第1 普及啓発及び本人発信支援

認知症の人の意思が尊重され、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して生活することができるよう、認知症に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発や本人発信支援を推進します。

#### 【今後の取組】

##### 1. 普及啓発

- 認知症の日（9月21日）や認知症月間（9月）の機会を捉え、関係機関と連携した認知症普及啓発活動を集中的に実施し、広く県民に対する認知症に関する正しい知識と理解の普及を推進
- 認知症サポーター養成講座や「孫世代のための認知症講座」を開催し、認知症サポーターの養成を促進
- 認知症キャラバン・メイトの養成を進め、認知症サポーター養成講座の開催を促進
- チームオレンジコーディネーター養成研修を継続するとともに、チームオレンジの立ち上げに向けた基礎研修の実施やオレンジチューターの派遣、チームオレンジの取組事例などの共有により、チームオレンジの立ち上げを支援し、認知症サポーターが活動する場の確保を支援

##### 2. 本人発信支援

- 市町村や関係機関等と連携し、地域版希望大使に任命した認知症の人が、研修やセミナー講師

などを務めることにより、自らの体験等を共有する取組を支援

- 県内の本人ミーティングや地域交流会の開催状況などの事例を収集し、情報提供するなど、市町村が本人の意向（ニーズ）を把握し、施策を展開できるよう支援
- 認知症の診断を受けた本人や家族の心理面・生活面を早期から支援できるよう、市町村や関係機関等と連携して認知症の人による相談支援の体制構築を支援

#### 【主な施策の目標】

| No. | 目標項目                              | R4年度<br>(現状値) | R6年度   | R7年度   | R8年度   |
|-----|-----------------------------------|---------------|--------|--------|--------|
| 1   | 認知症サポーター養成数                       | 10,210        | 12,646 | 13,864 | 15,080 |
| 2   | 認知症の人や家族の視点から認知症への理解を促進するセミナー参加者数 | ⑤ 118         | 120    | 120    | 120    |

## 第2 医療・ケア・介護サービスと家族への支援

認知症の早期発見・早期対応が行えるよう、治療体制や相談支援体制の充実、専門医療機関につなぐ一連の仕組みづくりなど、専門的で総合的な認知症の相談・診療体制の更なる質の向上や関係機関の連携強化を図ります。

また、切れ目のない認知症への対応が可能となるよう、認知症ケアに関する医療・介護連携を推進します。

### 【今後の取組】

1. 相談・診療体制の充実
  - 県内のどこに住んでいても、軽度認知障害（MCI）の段階からの診断、治療を含むサポートや認知症の鑑別診断を踏まえた適切な医療が受けられるよう、認知症疾患医療センターを中心に、各地域のかかりつけ医をはじめとする関係医療機関や地域包括支援センターへのバックアップ体制の充実を図る
2. 認知症ケアに関する医療・介護連携の推進
  - 認知症初期集中支援チームの効果的な運営や、認知症地域支援推進員の養成・資質の向上に向けた研修の実施等により、市町村の取組を支援
3. 専門的なケア体制の整備
  - (1) 認知症介護サービスの提供
  - (2) 認知症ケアに携わる人材の育成
  - (3) 予防

### 4. 認知症の人及び家族への支援

- 地域包括支援センター職員を対象とした認知症支援に係る専門研修などにより、相談機能の充実・強化を支援
- 認知症の人が地域において自分らしく暮らし続けるための適切なケアマネジメントや、多職種連携による関係者のネットワーク構築が図られるよう、地域ケア個別会議の運営等に関するアドバイザーを派遣し、地域ケア個別会議の円滑な運営を支援

### 【主な施策の目標】

| No. | 目標項目                       | R4年度<br>(現状値) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|-----|----------------------------|---------------|------|------|------|
| 1   | 認知症サポート医養成研修修了者の配置<br>市町村数 | 28            | 29   | 30   | 31   |
| 2   | 認知症地域支援推進員活動促進研修修了者数（累計）   | ⑤ 45          | 64   | 96   | 128  |
| 3   | 認知症介護指導者養成研修修了者数（累計）       | ⑤ 47          | 49   | 51   | 53   |



### 第3 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らす「認知症バリアフリー」の取組を促進するとともに、認知症の人の社会参加を促進します。

#### 【今後の取組】

#### 1. 認知症バリアフリーの推進

- 認知症地域支援推進員の活動を充実させ、認知症の人の社会参加活動を促進するため、初任者研修や連絡会において、社会参加活動の全国の好事例の紹介などを実施
- チームオレンジコーディネーター養成研修の講師や助言などの支援を行う「オレンジ・チューター」を養成し、チームオレンジのメンバー及びコーディネーター（候補者）や関係団体等に対し、チームオレンジの立ち上げや運営を支援
- 企業・職域団体向けのキャラバン・メイト養成研修を実施し、現場での実践的な対応方法を学習する機会を確保するとともに、認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトを企業・職域団体において養成できるよう支援

#### 2. 若年性認知症の人への支援

- 若年性認知症支援コーディネーターが中心となり、若年性認知症の人やその家族への相談支援の実施

- 若年性認知症支援ネットワーク会議を通じて、関係団体との関係性を深め、互いの支援体制や実態を把握し、効果的な普及啓発の方法や支援体制を検討
- 若年性認知症ネットワーク会議の参加者を対象に、事例研究や若年性認知症の人やその家族から経験談等を聞く勉強会を開催し、当事者のニーズの把握や関係団体のスキル向上を図る

#### 【主な施策の目標】

| No. | 目標項目                        | R4年度<br>(現状値) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|-----|-----------------------------|---------------|------|------|------|
| 1   | 認知症サポーターが活動する場を有する市町村数      | 4             | 15   | 25   | 33   |
| 2   | 企業及び職域団体向け認知症サポーター養成講座の開催回数 | 12            | 15   | 15   | 15   |
| 3   | オレンジチューター養成者数（累計）           | ⑤ 9           | 11   | 13   | 15   |

### 第1 高齢者の生きがいつくりと社会参加活動の推進

高齢者の生きがいつくりや健康づくり活動に加え、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を生かしたボランティア活動や地域活動などの社会貢献活動への参加を支援します。

#### 【今後の取組】

#### 1. 生きがいつくりと健康づくりの推進

##### (1)文化・スポーツ活動

- 「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」を開催するとともに、大会への参加促進を図り、高齢者の生きがいつくりや健康づくりの推進
- 「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への選手派遣を支援
- 公益財団法人いきいき岩手支援財団の助成金制度の活用を図り、文化・スポーツを通じた高齢者の生きがいつくりや健康づくりに関する活動を促進

##### (2)老人クラブ活動

- 一般財団法人岩手県老人クラブ連合会に老人クラブ等活動推進員を配置し、市町村老人クラブ連合会の活動等を支援
- 若手高齢者の加入促進等、一般財団法人岩手県老人クラブ連合会が取り組む会員増強運動を支援

#### 2. 社会参加活動の促進

- 岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターに相談支援員を配置し、高齢者の自主的な社会貢献活動に関する相談対応や取組事例の紹介、研修会を開催
- 元気な高齢者は、地域づくりの担い手となることも期待されていることから、生活支援サービスの担い手の養成などの役割を担う「生活支援コーディネーター」の養成のための研修や連絡会議等を実施し、市町村の取組を支援

#### 【主な施策の目標】

| No. | 目標項目                             | R4年度<br>(現状値) | R6年度  | R7年度  | R8年度  |
|-----|----------------------------------|---------------|-------|-------|-------|
| 1   | 岩手県民長寿体育祭及び文化祭参加者数<br>(合算)       | 1,443         | 2,200 | 2,200 | 2,200 |
| 2   | 高齢者のボランティア活動比率                   | 23.6          | 27.4  | 28.1  | 28.9  |
| 3   | 高齢者の社会貢献活動に資する交流会<br>(学習会)への参加人数 | ⑤ 13          | 25    | 30    | 35    |

## 第2 高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進

高齢者が要介護状態や認知症になっても、虐待や権利侵害を受けることなく、尊厳をもって安心して生活ができる地域社会の実現を目指します。

### 【今後の取組】

#### 1. 高齢者虐待防止対策の推進

- ・ 養護者の介護疲れ等による高齢者虐待を防止するため、地域包括支援センターや介護支援専門員による相談、働きかけを通じて、必要な介護保険サービスや市町村が実施する家族介護支援事業の利用を円滑に行うことができるよう制度の周知を図る
- ・ 市町村や地域包括支援センター職員を対象とする、高齢者虐待への対応力向上に向けた研修の充実を図る
- ・ 市町村や地域包括支援センターが抱える対応困難事例等に対応するため、岩手県高齢者総合支援センターに設置している弁護士等の専門家による相談窓口の活用を促進
- ・ 施設内において指導的立場にある職員や介護現場において権利擁護の取組を担当する職員を対象とした研修の実施
- ・ 身体拘束廃止に向け、介護保険施設等の管理者・職員等を対象とした研修の実施や、利用者家族、介護関係者等への理解の促進・普及啓発を実施

#### 2. 高齢者の権利擁護

- ・ 権利擁護の推進に係る意見交換等の場として設置する「岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議」を通じ、関係機関・団体等との連携・協力関係を強化
- ・ 権利擁護支援において本人の特性に応じた適切な配慮が行われるよう、研修会の開催等により意思決定支援の普及・啓発を実施
- ・ 岩手県高齢者総合支援センターによる高齢者の権利擁護や虐待防止に関する研修会や相談会を開催するほか、市町村が開催する地域ケア会議に助言者として弁護士や社会福祉士等の専門職を派遣するなど、市町村の取組を支援

### 【主な施策の目標】

| No. | 目標項目                      | R4年度<br>(現状値) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|-----|---------------------------|---------------|------|------|------|
| 1   | 高齢者権利擁護推進員養成研修修了者数        | 29            | 30   | 30   | 30   |
| 2   | 市町村による成年後見人・保佐人・補助人報酬助成件数 | 77            | 79   | 81   | 83   |

### 第3 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進

被災した高齢者が安心して地域で生活できるよう、孤立化を防止するための見守りや高齢者自らが新たな生きがいを見出すことができる仕組みづくりなど、地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組を支援します。

#### 【今後の取組】

#### 1. 被災高齢者等の孤立化防止と見守りの支援

- 被災者が孤立を深めることがないよう、生活支援相談員の配置による見守りや福祉コミュニティの形成支援に取り組むとともに、地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、市町村における、属性や世代を問わない個別支援と地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組を促進
- コミュニティ形成支援の課題についての助言や情報提供を行うコーディネーターを配置するなど、災害公営住宅等も含めた恒久的住宅への移行後における被災者の新たなコミュニティ形成に向けた市町村の取組を支援
- 被災地支援事業で実施されている見守りやコミュニティ形成支援の取組が、沿岸市町村の一般施策に受け継がれ、中長期的な見守り等支援体制が充実し、地域包括ケアシステムの深化・推進が図られるよう、地域包括支援センターの機能強化をはじめとした市町村の取組を支援

#### 2. 被災高齢者等の生きがいづくりや健康づくりへの支援

- 災害公営住宅の集会所等を活用し、高齢者が気軽に参加できる住民主体の通いの場を市町村とともに充実させ、高齢者の健康増進を図るとともに、新しいコミュニティでの生きがいづくりを促進
- 被災地支援事業で実施されている見守りやコミュニティ形成支援の取組が、沿岸市町村の一般施策に受け継がれ、当該地域において、住民が主体となった生きがいづくりや健康づくりの活動につながるよう、市町村の取組を支援
- 元気な高齢者は、地域づくりの担い手となることが期待されていることから、生活支援サービスの担い手の養成などの役割を担う「生活支援コーディネーター」の養成のための研修や連絡会議等を実施し、市町村の取組を支援するとともに、高齢者社会貢献活動サポートセンターによる高齢者団体の立ち上げや運営への助言、公益財団法人いきいき岩手支援財団のいわて保健福祉基金を活用した助成により、高齢者団体の活動を支援